

防 運 企 第 7 7 7 号

1 3 . 2 . 1

一部改正 防 運 事 第 1 6 6 号

1 9 . 1 . 9

一部改正 防 防 運 (事) 第 1 2 8 号

2 8 . 3 . 2 9

長官官房長
各局長 殿
各防衛参事官
統合幕僚長

事務次官

部隊行動基準の作成等に関する訓令の運用等について（通達）

部隊行動基準の作成等に関する訓令（平成12年防衛庁訓令第91号）の実施に当たっては、下記の解釈及び運用上の留意事項によることとされたので、その適正を期されたい。

記

第1 基本的考え方

自衛隊の部隊行動（部隊等が付与された任務を遂行するために実施する各種活動の総体をいう。以下同じ。）に際しては、法令等を遵守しつつ、政治の判断の下、それぞれの部隊等がその時々の情勢や現場の実情に応じた的確な行動をとることが必要である。

部隊行動については、その基本的事項等を定めた自衛隊法等を受けて、部隊行動の要領に関する一般的な規範として各種の訓令・通達等が整備されているところであるが、部隊等によるよりの的確な任務遂行を確保するためには、国際の法規及び慣例並びに我が国の法令の範囲内で、部隊等がとり得る対処行動の限度を明確に示し、もって部隊行動を適切に律することが重要である。

本訓令は、かかる観点から、部隊行動基準の整備を推進するため、統合幕僚長が、

部隊等が取り得る対処行動の限度を示すための部隊行動基準をあらかじめ作成し、防衛大臣の承認を得るものとするとともに、適用（特定の状況において、部隊行動基準の必要な部分を特定し、その効力を発生させることにより、部隊等がとり得る対処行動の限度を確定させることをいう。）に関する事項は防衛大臣が別に示すという基本的仕組みを規定したものである。

第2 解釈及び運用上の留意事項

1 第2条関係

- (1) 部隊行動基準は、「国際の法規及び慣例並びに我が国の法令の範囲内で」作成するものである。したがって、部隊行動基準は、本来法令等において定められるべき事項を法令等に代わって定めるものではない。
- (2) 部隊行動基準は、情勢又は現場の状況に応じて、部隊等がとり得る対処行動の限度を政策的判断に基づいて示すものであり、これにより、政府の方針に部隊行動を適切に合致させることを容易にするとともに、部隊等の長の政策的判断に係る負担を軽減するものである。
- (3) 部隊行動基準は、政策的判断に基づき部隊等がとり得る対処行動の限度を具体的に示すものであって、部隊等の長が判断すべき全ての事項について、逐一指示を与えるものではない。また、部隊行動基準は、部隊等の長が職責に応じて有する責任について変更するものでもない。このため、部隊等の長は、現場の状況を的確に把握した上で、法令等の範囲内で、部隊行動基準によって示される対処行動の限度において、的確な任務遂行に努める必要がある。
- (4) 部隊行動基準は、相手方への接近限界や特定の対処行動が制限される範囲の指定、使用し又は携行し得る武器の種類、選択し得る武器の使用方法等、特に政策的判断に基づき制限することが必要な重要事項に関して、状況に応じて部隊等に示すべき基準であり、特定の状況において、部隊行動基準の必要な部分を特定し、その効力を発生させることにより、部隊等がとり得る対処行動の限度を確定させるものである。したがって、部隊の指揮運用、隊員の動作等に関する教育訓練の準拠を示した教範、自衛隊の行動等に際しての部隊等の標準的な実施要領をまとめたマニュアル類又は自衛隊の行動等に関する法令等について解説した文書等とは性格を異にするものである。

なお、部隊行動基準と性格を異にするこれらの文書類についても、部隊等による法令等の遵守の確保等に資するものであることから、適宜、その整備を進め、部隊等の長が、現場の状況に応じて、法令等の範囲内での的確に任務を遂行できるようにしておくことは重要である。

2 第3条関係

- (1) 部隊行動基準は、部隊等がとり得る対処行動の限度を示すための基準であることから、統合幕僚長が、部隊運用の専門的見地から部隊行動基準を作成することとした。また、統合幕僚長が作成した部隊行動基準については、政策的判断に基づき部隊等がとり得る対処行動の限度を示す上で適切なものとなるよう、防衛大臣の承認を要することとした。
- (2) 統合幕僚長は、部隊行動基準を作成するに当たって、その構成、様式、内容が実際の部隊運用を踏まえた実効性のあるものとなるよう配意する必要がある。その際、統合幕僚長が、必要に応じて所要の検証作業等を実施することは有益である。
- (3) 統合幕僚長は、部隊行動基準を作成するに当たって、優先順位についてあらかじめ関係部局と調整した上で作業を進め、成果の得られたものから、順次、防衛大臣の承認を得るものとする。

3 第4条及び第5条関係

- (1) 部隊行動基準は、部隊運用の実情に適合したものとするため、不断に見直しを行い、必要があれば、適時に修正できるようにしておく必要がある。このため、統合幕僚長が、特定の状況において部隊行動基準が適用された結果や教育訓練等において検証・研究した結果等を踏まえ、見直す必要があると認める場合等には、必要に応じて、当該部隊行動基準を修正するものとした。また、統合幕僚長は、所要の見直しを行った結果、部隊行動基準を修正する場合には、作成時と同様に、防衛大臣の承認を得るものとした。
- (2) 第5条第1項の規定は、防衛大臣が、部隊行動基準を見直す必要があると認める場合に、統合幕僚長に対して部隊行動基準の見直しを指示する旨を確認的に規定したものである。
- (3) 統合幕僚長は、防衛大臣より部隊行動基準の見直しを指示された場合であって、部隊運用の専門的見地から所要の見直しを行った結果、当該部隊行動基準を修正する必要がないと判断した場合においては、部隊行動基準には変更がないため改めて防衛大臣の承認を得る必要はないものの、当該部隊行動基準を修正する必要がない旨を理由を付して防衛大臣まで報告することとした。

4 第7条関係

部隊行動基準は、あらかじめ部隊等に示すべき基準を作成し、必要に応じて適用するものである。このため、本条において、統合幕僚長は、防衛大臣の承認を得た部隊行動基準を直ちに所要の部隊等に送達するものとした。統合幕僚長は、部隊等が部隊行動基準によって示される対処行動の限度の範囲内の的確に任務遂行できるよう、平素より行われる教育訓練において、部隊等が送達された部隊行動基準を活用し、習熟

するように図る必要がある。

5 第8条関係

部隊行動基準を適用するための所要の手續やその際の文書の形式、又は状況に応じて部隊行動基準の適用すべき部分を追加、変更するための手續等の部隊行動基準の適用に関する事項については、本訓令に基づき作成される部隊行動基準の内容等に応じて定める必要があることから、本訓令に基づき進められる部隊行動基準の作成作業の進展を踏まえつつ、防衛大臣が別に示すこととした。

6 第9条関係

この訓令の実施に関し必要な事項のうち、部隊等の意見等（演習等により明らかになった部隊行動基準の不具合等に関する意見等）を統合幕僚長が行う見直し作業に反映させるための所要の手續、部隊行動基準の送達の対象となる部隊等の指定等の手續的事項等について、統合幕僚長がそれぞれ必要に応じて定めることとした。